

## e ドライバー保険（自動車運転者損害賠償責任保険）

### 保険金の種類と補償の概要

この保険の対象となる自動車は借用自動車です。

「借用自動車」とは、記名被保険者（保険証券記載の被保険者をいいます。以下、同様）の方がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車（原動機付自転車を含まず）をいいます。ただし、その用途・車種が、**家用6車種<sup>(注1)</sup>**・**家用普通貨物車**（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）・**特種用途自動車**（キャンピング車）・**二輪自動車**・**原動機付自転車のいずれか**であるものに限りま<sup>(注2)</sup>す。

また、記名被保険者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。以下、同様）または記名被保険者の同居の親族の方が所有されている自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます）、記名被保険者の方が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。

（注 1）用途・車種が**家用普通乗用車**、**家用小型乗用車**、**家用軽四輪乗用車**、**家用軽四輪貨物車**、**家用小型貨物車**、**家用普通貨物車**（最大積載量 0.5 トン以下）に該当する自動車をいいます。

（注 2）**家用小型貨物車**、**家用普通貨物車**（最大積載量 0.5 トン以下）、**家用普通貨物車**（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）については**ダンプ装置のあるものは含みません**。

※ 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故については、保険金をお支払いできません。

### お支払いする保険金とその額について

保険・特約の名称	補償の内容	
賠償	<b>対人賠償保険</b> ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、借用自動車に搭乗中の方など他人を死傷させ記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠責保険等から支払われる額を超過する損害について補償します <sup>(注1)</sup> 。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となります。
	<b>対物賠償保険</b> ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、相手の車・家屋など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1 事故あたり、保険金額を限度として補償します <sup>(注1)</sup> 。
	<b>自転車運転者損害賠償責任補償特約</b> ※自動セット	記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた対人賠償・対物賠償に関する事故につき、対人賠償保険・対物賠償保険の規定を適用して補償します。

（注 1）示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。また、対人賠償保険については、借用自動車に自賠責保険等が締結されていない場合は、自賠責保険等で支払われるべき保険金も支払われます。

傷害	<b>人身傷害補償特約</b> 「一般タイプ」 「借用自動車運転中のみタイプ」	記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方（またはその父母・配偶者・子）が被る損害について、実損害額（傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益 <sup>(注)</sup> などの実損害額）の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者 1 名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します（「一般タイプ」の場合）。なお、「借用自動車運転中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方のみに限定されます。 ②事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
	<b>搭乗者傷害危険補償特約</b>	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から 180 日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</li> <li>• 後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合（4 ～ 100%）を乗じた額をお支払いします。</li> <li>• 医療保険金 被保険者の方が 5 日以上入院または通院された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額（例：手足の打撲…5 万円、腕の骨折…35 万円 など）をお支払いします。5 日未満の場合は一律 1 万円をお支払いします。</li> </ul> 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	<b>自損事故傷害保険</b> ※人身傷害補償特約をセットしない場合にお選びいただけます。	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に乗車中の記名被保険者またはその家族の方が死傷し、単独事故（ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故）など自賠責保険等で保険金が支払われない場合に、被保険者ごとに以下のとおり損害を補償します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、1,500 万円をお支払いします<sup>(注2)</sup>。</li> <li>• 後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて 50 ～ 2,000 万円をお支払いします。</li> <li>• 医療保険金 被保険者の方が入院された場合は 1 日につき 6,000 円、通院された場合は 1 日につき 4,000 円をそれぞれお支払いします。ただし、1 事故につき 100 万円を限度とします。</li> </ul>

（注 2）搭乗者傷害危険補償特約、自損事故保険において死亡保険金を支払う場合、1 回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額（自損事故保険の場合は 1,500 万円）から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

その他	<b>搭傷死亡等対象外特約</b> ※搭乗者傷害危険補償特約をセットされる場合にお選びいただけます。	搭乗者傷害危険補償特約の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。
	<b>車両損害臨時費用補償特約</b> (車対車限定)	記名被保険者が運転する借用自動車が、相手の確認できる自動車との衝突等の事故により滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として保険金額の全額をお支払いします。ただし、対物賠償保険より保険金が支払われる場合に限りません。

保険金をお支払いできない主な場合

		被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風、洪水、高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	× <sup>(注)</sup>	○	×	×	—
	対物賠償保険	× <sup>(注)</sup>	○	×	×	×
	自転車運転者損害賠償責任補償特約	× <sup>(注)</sup>	○	×	×	×
傷害	搭乗者傷害危険補償特約	△	△	○		
	人身傷害補償特約	△	△	○		
	自損事故保険	△	△	○		
その他	車両損害臨時費用補償特約 (車対車限定)	×	×	×		

○:保険金をお支払いします。 ×:保険金をお支払いできません。 △:その被保険者本人の傷害についてはお支払いできません。

—:対人賠償の対象外です。

(注)重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いします。

※1 車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、上表において「損害または傷害」とあるのは、「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。また、上表に加え、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)でお支払いできない主な滅失、破損または汚損は以下のとおりとなります。

- (a)タイヤのみに生じた滅失、破損または汚損 (b)欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による滅失、破損または汚損  
(c)故障(電氣的、機械的故障)による滅失、破損または汚損 (d)取り外された部品や付属品の滅失、破損または汚損  
(e)詐欺、横領による滅失、破損または汚損 (f)航空機、船舶で輸送中の滅失、破損または汚損

さらに、下記に該当する場合についても、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)において保険金はお支払いできません。

- 相手自動車に対する法律上の損害賠償責任が発生しないとき。
- 借用自動車が、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合において、レンタカー会社が締結している対物賠償保険等に免責金額の適用がないか、もしくは免責金額の適用があっても「免責補償制度」<sup>(※)</sup>から給付を受けるなどの理由により、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の全額が補償されるとき。

(※)レンタカー会社がレンタカー借用者にオプションとして提供している制度で、借用者がレンタカー借用時に一定の対価を払うことによって、レンタカー会社が締結している対物賠償保険や車両保険の免責金額相当額を補償するもの(レンタカー会社によって名称・内容は異なることがあります)。

※2 各傷害保険において、その被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金はお支払いできません。

※3 以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

- (a)レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害  
(b)借用自動車に危険物を業務として積載、または借用自動車が、危険物を業務として積載した被牽引<sup>けん</sup>自動車を牽引<sup>けん</sup>することにより生じた損害または傷害  
(c)地震・噴火・それらによる津波 による損害または傷害  
(d)戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

なお、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、「損害または傷害」とあるのは「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。